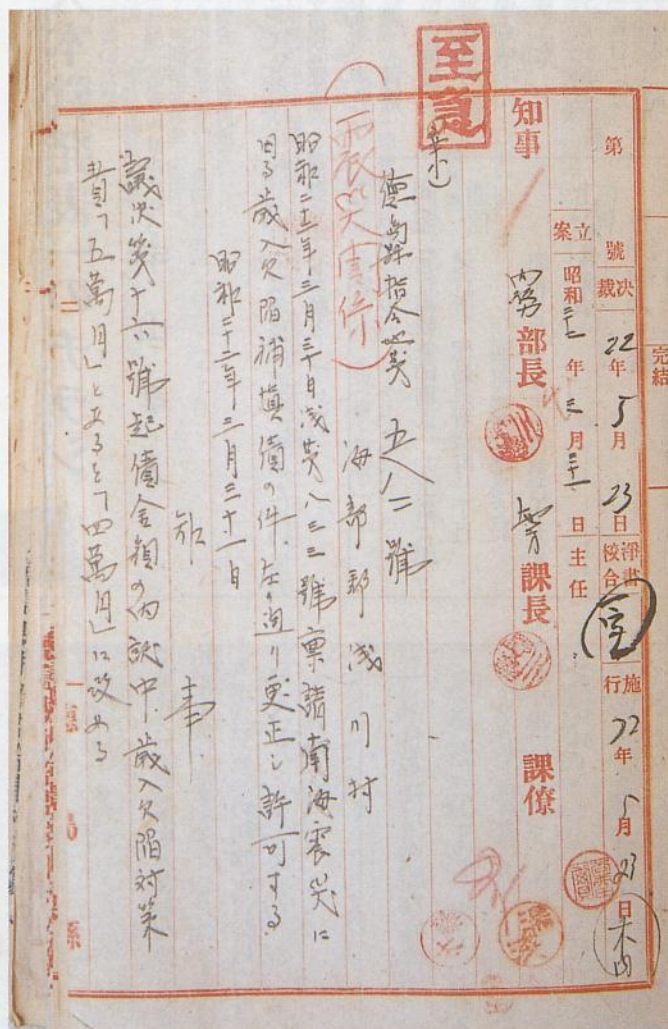


文書館だより

第19号

徳島県立文書館



浅川村への南海地震による 歳入欠陥補填起債許可書

昭和21(1946)年12月21日に起こった南海地震による災害復旧のため、各市町村は起債許可申請を国や県に対して行った。死者75名をはじめとして甚大な被害を蒙った浅川村は、大規模な震災復旧事業が必要なため、村議会で総額1,709,000円の起債を議決した。写真は、その内の歳入欠陥補填債を決定した公文書であり、県は5万円を4万円に改め、許可している。なお、この資料の公開は来年4月の予定である。

「昭和二十一年度起債許可書 地方課」
(資料番号K200200321) 所収

目次	
発見!!「大本営発表」のチラシ	2
公文書を読む—徳島市米津干拓事業の公文書—	3
公文書保存システム	4
公文書の整理とコンピュータ入力	6
公文書の公開・非公開の審査について	6
文書館のあゆみ(平成14年1月~6月)	7
江戸時代における手紙の効用	7
古文書講座(中級)・歴史講座・歴史講演会のご案内	8
文書館の利用案内	8

第24回企画展 「豪商 志摩利右衛門とその時代」

平成14年8月6日~10月27日
理財の才に富み、大藍商となった志摩利右衛門は、藩債整理の献策をするなど幕末維新期の藩財政に深く関与するとともに勤王の志士を支援するなど活躍した。本展示では、当館保管の志摩利右衛門に関する史料を中心に幕末から明治にかけての社会の動きの一端を紹介していきたい。

第25回企画展 「近世社会を創出した文書 検地帳」

平成14年10月29日~15年2月2日
豊臣秀吉が全国的に実施した検地により、土地の生産高や村高・知行高が米で表示される石高制が成立し、近世社会が創出された。そこで、当館に保管されている天正・慶長検地帳や新開検地帳、その他検地に関する文書をとおして、検地帳が果たした役割について考えていきたい。

歴史講演会「近世村落の田畑と里山」 講師 水本邦彦氏(京都府立大学教授)

とき・平成14年11月10日(日)
午後一時~四時
ところ・二十一世紀館イベントホール

第25回資料紹介展 「歴史の宝箱パート2」

文書館・公文書館の役割

平成15年2月4日~4月27日
公文書も古文書も、世界に一つしかない唯一のものである。文書館は、これらを収集・保存・整理し、閲覧という形で提供している。公文書館・文書館の仕事の内容・流れおよびその役割がよく分かる展示にしていきたい。

公文書を読む

— 徳島市米津干拓事業の公文書 —

金原 祐 樹

県という行政機関には、昔から徳島県に

関するたくさんの方が集まるシステマができあがっている。これは、県という機関が、県全域から様々な情報を吸い上げ、国や県の行う様々な施策に反映させるという機能を持っているからである。県が作成する公文書の中には、その時代における徳島という地域情報が詰まっているのである。県の歴史を検証するためにこれらの公文書の重要性はいまでもない。文書館は、こうした作成後三〇年経過した歴史的な公文書を広く一般の利用に供するための機関として存在している。そういった公文書の中には、皆さんの身近な歴史の謎を解くカギがあるかもしれない。

現在文書館では五二五冊の公文書を公開している。その中に、米津地区の干拓に関する公文書がある。行政による土木工事については、その必要・不必要についての情報公開やコンセンサス作りが大事になって来ている。

文書館では過去の身近な土木工事を現物の公文書により歴史的に精査することが

可能となる。



▲ 米津干拓事業位置図

と見えよう。

文書館では現在、図面等を含め一〇冊の米津地区干拓に関する公文書が保存され公開されている。

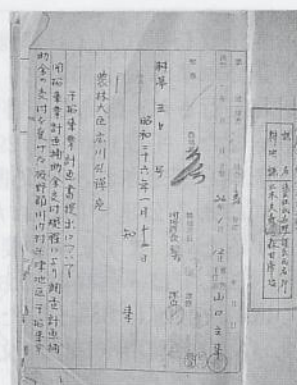
この内昭和二十六年年度完結で農地部耕地課が作成した「昭和二十六年米津地区開拓計画書(干拓)」「米津干拓事業図面」の二冊は昭和の米津地区干拓の根本的な計画に関わる文書である。米津干拓は、米津・富久・小松・豊岡の四工区に渡る今切川下流の大規模な干拓工事の第一工区であり、総面積六九一・二町歩、開田四一〇・三町歩、開畑一四七・七町歩、事業費を六七、一九二、〇〇〇円と見込んで計画された。まず、堤塘を四・二メートルの高さに築き、建設省長原港湾修築工事に使用したサンドポンプを利用して埋め立てをするという方法で行われ、後半には細かな見積金額が書き上げられている。

その事業の目的には、①耕地面積の増加による食糧増産及び失業者救済、②引揚者・復員者の入植、③貧窮者の増反の3点を掲げている。戦後の食糧増産は国是であり、特に満州等からの引揚者や復員軍人等の失業者対策は県にとっても急務の問題であった。

この計画が、実際に着手する前の昭和二十八年の「代行干拓米津地区開拓計画書」の立案書(農林大臣宛)になると、さらに具体的なようになっていく。関係課である総務部開拓課、土木部河川課、港湾課、商工水産部水産課に稟議が回され、決裁を得ている。さらに、河川課と港湾課からは所見が述べられている。河川課の所見は有水面埋め立ての手續き及び護岸工事の協議の必要という手續き上の問題だけであるが、港湾課は同地域が今切港内にあたり、港内の航路水

深の維持に支障が出るので賛成しにくく、運輸省からの認可が得にくいことが書かれ、反対を表明していることがわかる。

こうした港湾課の所見からか、工事の進捗は決して簡単に進んでいないようである。「昭和三十九年度米津地区代行干拓建設事業出来形設計書」によるとこの米津第一工区の干拓事業が終了するのは昭和三十九年に至り、最初の計画から十三年、事業着手から十一年後であった。その工費は、二七六、一六〇、〇〇〇円となり当初計画書の四倍となっている。時代は高度経済成長期を迎えており費用の高騰はある程度やむを得ないものと思われる。また、事業の意味も食糧増産の為の耕地の確保ではなく、安全な宅地確保のための堤防作りや、排水の問題が主になったようである。時代の変化により工事への要請も様変わりしている。



▲ 農林大臣宛「干拓事業計画書提出立案書」

現在の松茂飛行場埋め立てや、沖州の埋め立てはこうした昭和二〇年代、三〇年代における干拓事業の先にある事業と言える。こうした県土の姿を変えてしまうような土木事業には、過去の経過を精査し、未来を誤りが少ないように見通す情報の分析が不可欠なのではないだろうか。

(事務主任)

発見!! 「大本営発表」のチラシ

宇山 孝人

映画やドラマで耳にした「大本営発表」のチラシを、本年三月に歴史的文化的価値を有する資料として文書館に移管された「昭和二十年度起債許可書 総務課」(資料番号K二〇〇二〇〇四七四)という簿冊に挟まれていた中から、当館文化推進員の阿部萬里子氏が公開に向けての整理点検中に見つけた。縦二〇・五センチ、横二七・五センチの黄ばんだ紙に青色で謄写版印刷されたものである。五枚あり、一枚目には「大本営発表」と朱印が押されている。同盟通信社徳島支局の井上新太郎が昭和二十三年三月十七日に印刷・発行したものである。同盟通信社は、第二次世界大戦の戦前・戦中期に活動した日本のニュース通信

社で、日中戦争後は政府・軍のための協力活動を中心業務としていた。

同盟 発行編輯兼印刷人 井上新太郎
発行所 徳島市新蔵町一丁目
同盟通信社徳島支局

昭和廿年三月十七日第百十九号

大本営発表

B29約六十機

神戸市街を無差別爆撃

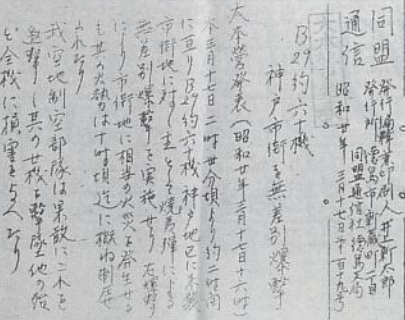
大本営発表(昭和廿年三月十七日十六時)

本三月十七日二時卅分頃より約二時間に亘りB29約六十機 神戸地区に來襲市街地に対し主として焼夷弾による無差別爆撃を実施せり 右爆撃

により市街地に相当の火災を發生せるも其の火勢は十時頃迄に概ね制圧せられたり

我空地制空部隊は果敢にこれを邀撃し其の廿機を撃墜他の殆ど全機に損害を与へたり

昭和二十年三月九日から十日にかけ、B29約三〇〇機が東京に飛來し、無差別夜間爆撃を行った。いわゆる東京大空襲であり、二二万戸焼失、死傷者十二万人、罹災者一〇〇余万人という。三月十三日に名古屋、



▲大本営発表の朱印が押されたチラシ

翌十四日に大阪、十七日には神戸が空襲された。一枚目の「B29約六十機 神戸市街を無差別爆撃」の記事は、この神戸空襲を伝えるものである。文末の「我空地制空部隊は果敢にこれを邀撃し其の廿機を撃墜他の殆ど全機に損害を与へたり」の下りは、「大本営発表」の実物を目の当たりにして當時を伝える現実を考えたとき、実に鳥肌立つものがある。

日本には過酷な条件を

(リスボン十六日発同盟) 米誌リーダーズ・ダイジェストはヘラルド・トリビューン紙極東特派員フライシャーおよびタイムズ紙極東特派員トリシエスなどに「日本をどうするか」といふ議題で十五日夜ラジオ討論会を催したがその意見を要約すれば次の通りドイツに対する最大限度の条件は日本にとつて最小限度の条件でなければならぬ。第一の条件はもちろん無条件降伏だが他の主な条件は

- (一) 日本軍国主義の破壊と完全武装解除
- (二) 軍需工業の撲滅ないし統制
- (三) 日本の軍事占領
- (四) 日本における国家主義の掃蕩などである

また日本の帝国領を剥奪して太平洋地域会議を設置する。日本は陸海軍を有することを許されず僅かに保安組織のみ許される

のチラシ中の「無条件降伏」は、一九四三(昭和十八)年十一月のカイロ宣言以降、連合軍の既定方針であるが、①日本軍国主義の破壊と完全武装解除、②軍需工業の撲滅、③日本の軍事占領、④国家主義の掃蕩など一九四五年七月のポツダム宣言につながる内容が、この時点でアメリカの新聞記者等によって議論されており、しかも、そのことが同盟通信リスボン特派員の情報からチラシが作られ、少なくとも県庁職員段階において知られていたということは注目される。

以上の二つ以外に、「米第六師団長戦死」、「B29阪神方面へ侵入 中部軍発表(昭和廿年三月十七日六時)」、「硫黄島の米海兵隊損害」のチラシがある。

この「大本営発表」のチラシが挟まれていた簿冊には、①授産場費起債申請書、②防空施設費起債申請書など、興味深いものが多々ある。①は出征軍人軍属の遺家族を対象とした徳島市の「授産事業」が、日中戦争、さらには太平洋戦争へと戦局が展開するに及び、「決戦非常措置要綱」に依り国民皆勤ノ施策の実現に寄与するため、佐古に「国民勤労作業所」を設置しようというものである。②は日米決戦の機に臨み、城山・眉山に横穴式防空壕三か所(高さ・幅二メートル、総延長五〇メートル、総収容人員一五〇〇人)、そして一か所に二〇人収容できる掩蓋式公共待避壕(深さ一・六メートル、幅二・四メートル、長さ七・六メートル)を徳島市内一五〇か所に造ろうと計画したものである。

これらは、敗戦間際の徳島の状況を伺い知るための貴重な資料である。なお、公開は来年四月の予定である。

(主査兼古文書係長)

公文書

徳島県公文書
徳島県文書

5年
廃棄
文書
なら

情報公開条例の全面改正(H13.10.1)

- 1 県民の知る権利 ----- (情条1条)
- 2 県政の説明責任 ----- (情条1条)
- 3 公文書の公開請求権 ----- (情条1条)
- 4 公文書の原則公開 ----- (情条3条)
- 5 県民参加による公正で開かれた県政 ----- (情条1条)
- 6 実施機関の拡大 ----- (情条2条)
- 7 公文書の定義の拡大 ----- (情条2条)
- 8 公文書の適正管理 ----- (情条32条)

情報公開条例第2条に規定する「**実施機関**」における公文書管理事務の総括者(公則4条)

保存期間の延長 ----- (公則8条)
保存期間の協議 ----- (文程30条2項)
廃棄の特例 ----- (公則10条)

目録の送付 ①の作業

保存期間5年以上の文書は、廃棄する前に文書館に廃棄文書目録を送付 ----- (文程30条4項)

選別協議 ②の文書が来れば

文書館の協議に応じなければならない ----- (文程30条5項)

公開の指示 ②選別協議時 非公開の指示 ⑤の作業や

見直し作業中に
閲覧(公開・非公開)の可否を協議及び指示(情条8・9・10条に準拠)

*総務課長

- ↑ 保存期間5年以上の文書の引継(文程28条)
協議して主務課で保存可 (文程28条)
- ・主務課長
- ・出先機関の長

*教育委員会教育総務課長

- ↑ 文書の引継及び主務課保存(教委文程27条)
- ・教育委員会の各課長
- ・教育機関の長

*議会事務局

*選挙管理委員会

*人事委員会

*監査委員

*公安委員会

*警察本部長

*地方労働委員会

*収用委員会

*徳島海区漁業調整委員会

*内水面漁業管理委員会

*企業局(公営企業)

<文書館への引渡規定は一部未制定>

保存期間 30

(*永

① 廃棄文書目録の送

② 文書館資料として保

③ 引渡の申し入れ(保

④ 選別された文書の引

⑤ 公開・非公開の協議

作成又は取得

↓
文書館に引き渡すものを除き廃棄
(公則9条,文程30条7項)



公文書は
30年後に
閲覧が始まるんだネ

文書館に行くと
必要な公文書が
すぐ見つかりました!



戦後の徳島の歴史を勉強していま
文書の実物が保存されていて
当時の背景までわかり、
たいへん参考になりました。

保存システム

H13.10.1より施行

管理規則の制定施行 (H13.10.1)

規程の全面改正 (H13.10.1)

以上の保存文書をしようとするときは、まず、館に目録を送らなければいけません。

年、10年、5年(公則6条)が経過

年保存はなくなりました)

付(文程30条4項)

保存する文書の選別協議(文程30条5項)

綱5条)

渡(文程30条6項)

及び指示(内規3条)

した年度の翌年度から30年経過

閲覧開始

(利程6条)

簿冊名だけでなく文書件名も入力されきちんと整理保存しています。

個人情報の箇所や法令上公開できない文書などには『袋がけ』して利用制限を確実にしています。



文

書

館

〈省略表記〉

- ・ 徳島県情報公開条例 ----- (情条)
- ・ 徳島県公文書管理規則 ----- (公則)
- ・ 徳島県文書規程 ----- (文程)
- ・ 文書館資料の収集及び保存に関する要綱 ----- (保綱)
- ・ 文書館利用規程 ----- (利程)
- ・ 文書館利用要領 ----- (利領)
- ・ 公文書の閲覧システムに関する事務取扱内規 ----- (内規)

収 集 ①～③の作業

- 1 目録の中から「歴史的文化的価値を有する文書」を選別 ----- (収集基準:保綱3条)
- 2 各課との選別協議 ----- (保綱4条)
- 3 各課への引渡の申し入れ ----- (保綱5条,文程30条5項)

整 理 ④以降の作業

- 1 燻蒸 ----- (保綱6条)
- 2 書架への整理収納 ----- (保綱6条)
- 3 簿冊中の文書件名の入力 ----- (保綱6条)
- 4 非公開文書の主務課長との協議 ----- (内規3条)
- 5 利用制限文書の審査と「袋がけ」 ----- (内規4条)
- 6 非公開文書簿に記録 ----- (内規4条3項)
- 7 保存のための補修・複製 ----- (保綱6条)

閲 覧

- 1 資料の閲覧 ----- (利程2条)
- 2 資料の複写の承認 ----- (利程3条)
- 3 出版物等への掲載許可 ----- (利程4条)
- 4 利用に供しない資料 ----- (利程6条)
- 5 利用に供しない理由 ----- (利領6条)
- 6 利用に供しない資料の特別閲覧 ----- (利領7条)

見直し 随時・10年毎

- 1 組織変更に伴う主務課の変更入力
- 2 非公開とした文書の見直し ----- (内規3条3項3号)

平成13年10月1日に徳島県情報公開条例が全面改正されました。同時に、徳島県公文書管理規則が制定施行され、徳島県文書規程も全面改正されました。

また、平成14年7月29日には徳島県個人情報保護条例も制定され、公文書の公開と保存は、「県民参加による公正で開かれた県政を推進」(情条1条)するため、ますます重要となっています。

ここでは、徳島県における公文書の保存と利用の流れを図解してみました。

文書館利用や日頃の文書管理業務の参考としてください。

手塚喜久雄 (副館長兼公文書係長)

文書館のあゆみ

(平成14年1月～6月)

1月4日	第23回企画展「歴史の宝箱」文書館・公文書館の役割(～2月3日)
9日	教育委員会幹部職員同和問題研修会(県庁)
9日	史料情報共有化システム公開研究会(国文学資料館史料館)(～11日)
10日	第4回歴史講座「阿波名所図云の文化論」赤松万里氏
19日	海南町古文書講座(第1回)
20日	海南町古文書講座(第2回)
2月	展示替
5日	第23回資料紹介展「阿波の古文書パート2訴状・裁判文書」(～4月29日)
4日	同和教育推進員本部員会議(第7回)：県庁
6日	徳島県各課等行政資料収集(県庁)
7日	県教委事務局職員等同和問題研修会(第3回)
8日	徳島県博物館協議会(徳島県子ども科学館)
8日	第5回歴史講座「阿波おどり」今様への軌跡」福原健生氏
9日	宮住家文書寄託契約
11日	海南町古文書講座(第3回)
17日	第2回文書館資料調査員会議
20日	群馬県立文書館視察
21日	徳島県教育委員会委員長古川一郎氏来館
22日	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第3回役員会(東京都公文書館)
28日	同和教育推進本部員会議(第8回)：県庁
3月	海南町古文書講座(第4回)
3日	鳥取県立文書館視察
4日	子備監査(二十一世紀館)
7日	第2回文書館協議会
7日	出原家文書寄託契約
11日	館内同和問題研修会(第4回)
15日	海南町文書講座(第5回)
17日	徳島県高等学校校誌交換会(文書館)
18日	本監査(県立図書館)
19日	鳴門市古文書講座(鳴門市立図書館)
23日	徳島県庁各課30年保存公文書収集(県庁)
26日	新任者5名着任辞令交付式
4月	拡大課長会議(第1回)：県庁
8日	文化の森受付案内員等接遇研修(二十一世紀館)
9日	コンピュータ研修(二十一世紀館)
24日	全国高等学校文化祭説明会(二十一世紀館)
24日	資料収集(教育研修センター)
5月	展示替
1日	第24回資料紹介展「徳島の風景2建築物の写真を中心に」(～8月4日)
15日	第1回古文書講座(初級)「開講式・入門講座(学習方法・参考書・演習)」
15日	文化の森連絡調整会議(高文祭について)
15日	人権教育推進本部員会議(第1回)：県庁
16日	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第1回役員会(東京都公文書館)(～17日)
16日	第2回古文書講座(初級)「徳島の和本を読む」
16日	NHK学園古文書講座
6月	徳島県博物館協議会総会(県博物館)
4日	第14回都道府県・政令指定都市等公文書館長会議(仙台)(～7日)
6日	県教委事務局職員等入権問題研修会(県庁)
7日	第3回古文書講座(初級)「徳島の和本を読む2」
8日	文化の森連絡調整会議：人権教育推進会議(図書館会議室)
8日	文化の森副館長会(図書館会議室)
12日	第4回古文書講座(初級)「徳島の近世証文を読む1」
22日	公文書の非公開文書審査会
28日	四国大学学生研修(23名)

江戸時代における

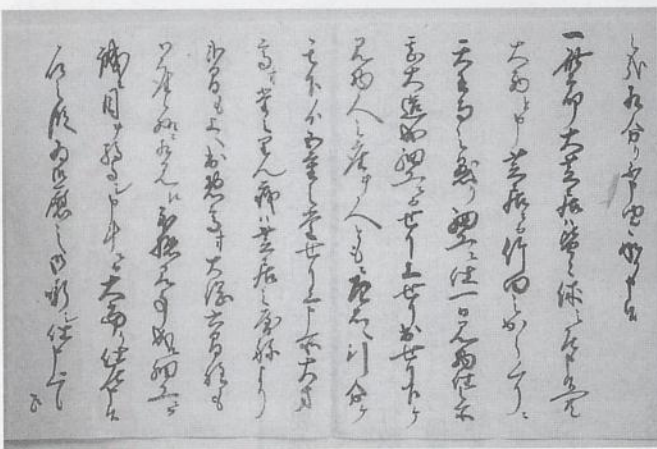
手紙の効用

「坂東家文書」書簡より

外園 英彦

江戸時代、各地でやりとりされた手紙は貴重な情報源であり、情報は多くの旅行者がもたらす話や手紙でしか得ることができませんでした。特に、大都市の風俗や事件が記された手紙は、その到来が心待ちにされていたことでしょう。その意味では、情報通信手段あるいはメディアとして、現在、新聞や電話、そしてインターネットの果たしている役割を、手紙が担っていたといえます。

ここに紹介するのは、板野郡宮嶋浦に本拠を置く藍商・鈴屋本家の坂東茂八郎へ対し、当時商用のために大坂滞在中の一族、茂兵衛が出した書簡の一部です。



【解説】

(前略)

一 此節大芝居ハ皆々休ミ居申候へ共大西と申芝居ニ而竹田之からくり二天王寺之懸り細工ニ而竹田之からくり二天王寺之懸り細工ニ而せり上せり出せり下ケ見物人之座ヲ人ともニ左右ヘ引分ケ其下ヨリ五重之堂せり上申所大方高サ堂之りん蔵ハ芝居之屋ねより式間も上へ出物高サ大綱六間程も御座候様二相見江至極見事成ル細工ニ而誠二目ヲ驚シ申計ニ而大当り仕居申候右之段為御慰之御嘶シ仕申上候以上

【読み下し】

一、此の節、大芝居は皆々休み居り申し候へ共、大西と申す芝居にて、竹田のからくり天王寺の懸り細工に仕り、一日見物仕り候所、甚だ大造り成る細工にてせり上げ、せり出し、せり下げ、見物人の座を人とも左右へ引分け、其の下より五重の堂せり上げ申す所、大方高き、堂のりん蔵は芝居の屋ねより式間も上へ出、物高き大綱六間程も御座候様に相見え、至極見事成る細工にて、誠に目を驚かし申す計りにて、大当り仕り居り申し候、右の段、御慰の御嘶しとして、仕り申し上げ候、以上

【用語解説】

大西芝居 承応元年(一六五二)、大坂で初めて興業が許可された三名代と呼ばれる芝居小屋のうちのひとつ。

りん蔵

堂の中心に位置する自由に回転可能なお経を納める装置。輪蔵。

(文化推進員)

公文書の整理とコンピュータ入力

阿部萬里子・岡田亜希子

保存期限を過ぎた公文書は、歴史的文化的価値を有するものとして選別され、徳島県立文書館に収集され、記録遺産として保存されます。

文書館は、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、三〇年を経過した公文書を閲覧に供することで、情報公開を推進していく施設です。

文書館では、収集した公文書の害虫を駆除し、使用されているホッチキスの針類・クリップ等を取り除き、傷んでいる箇所を補修したりします。また、保存文書の検索をしやすいように目録作成のためのコンピュータ入力作業を行います。

これらの作業でやっかいなことは、古い簿冊が多く、保存状態が悪いことです。酸性紙でボロボロの傷みのひどいもの、用紙が粗悪なもの、錆ついたホッチキスだらけのものなど、補修に困難をきたしています。



▲ 公文書の簿冊から取り外されたゼムピンやホッチキスの針の山



▲ 公文書の整理とコンピュータ入力

もう一つは、コンピュータ入力作業において、文字が判読できないほど不鮮明なもの、

旧カナ遣い・旧漢字、さらには現在では使用されていない難解な熟語など、解釈しづらいものが多々あります。また、

簿冊や文書ごとの件名(タイトル)を入力していくのですが、一冊に三百件以上の文書があるものや課の統廃合で課名変遷の多いものもあり、入力に手間取ったりしています。さて、最近収集保存されたもので興味深い公文書があります。米国との本土決戦用に防空壕を造る起債申請、焼け野原になった徳島大空襲、伝染病の蔓延に対して予防に奔走、大惨事となった台風や南海大地震の災害の様子、戦後教育の実態などを記録したものです。当時の混迷ぶりやGHQ管轄下の日本教育の様子が生々しく伝わってきます。

復興への苦難の道乗り越えて来た貴重な記録が公文書の中に残されているのです。町村から県への申請書類に、不祝儀ののし紙の裏面を使ったものもあり、往時の物資不足を伺い知ることができます。

公文書の整理作業の中で、簿冊の間に挟まった端切れの文書や用紙の裏面から予期せぬ「大発見」をする楽しみもあり、興味がつき

ません。

公文書の歴史的文化的資料をひもとくことにより、よりよい未来への道が開けてくると確信めいたものを感じるこのころです。

そのためにも、公文書を大切に保存し、意義あるものとして後世に残していきたいと考えています。

最後に、県民の皆様方へ、より多くの公文書情報が提供できますよう、公文書の整理に努めて参ります。

徳島県立文書館へお気軽にお越しください。お待ちいたしております。(文化推進員)

公文書の公開・非公開の審査について

文書館では、閲覧制限に関する基準(別表参照)を定め、非公開文書の審査会を開き、この基準に則して各文書の公開・非公開(閲覧の是非)を審議しています。審査会は、館長が開催し、正規職員をもって構成し、その

過半数以上の意見で決定するようになっていきます。審査の結果、利用制限をすべき文書・部分がなければ、「袋がけ」をし、理由等を記録して、非公開文書として整理保存し、閲覧に備えています。

別表 閲覧制限に関する基準

区分	項目	内容
1	閲覧に供することにより特定人に不当な利益又は損害を与えるおそれのある公文書	例 戸籍(除籍) 謄抄本
2	閲覧に供することにより、公共の安全及び利益を損なうおそれのある公文書	1 法令上の秘密とされる情報(個人情報を除く)を記録するもの 2 秘密文書とされたものであるもの
3	整理中・補修中のもの及び特に破損のおそれのある公文書	1 個人の氏名・生年月日・性別・住所・出身地・家族等を含む個人の基本的属性に関する情報を記録するもの 2 個人の職歴・病歴・収入・資産・思想・信条・心身の状況等に関する情報を記録するもの 3 その他個人の私生活上のプライバシーに関する情報を記録するもの 4 職員の内用・給与・勤務条件・服務などに関するもの 5 法人等及び個人事業主が円滑な事業活動を営む上で重大な阻害要因となるおそれのある情報を記録するもの

各種講座・講演会のご案内

古文書講座(中級)

募集は、古文書講座(初級)修了者及びある程度古文書が読める方を対象とします。講師は原則として外部講師に来ていただき、以下のさまざまな古文書を教材として学習していただきます。

- ◇講座定員 二十五名程度
- ◇申込締切 九月十日
- ◇講座日程 二十五名程度
9/21・28、10/5・12・19
の毎週土曜日全五回。
午後二時から午後四時まで。

歴史講座

古代から近・現代にいたる徳島の歴史に関する講義を聴き、徳島の歴史への理解を深めていただく講座です。

- ◇講座定員 七十名程度
- ◇申込締切 十月十日
- ◇講座日程・講師・テーマ

〔応募要領〕

古文書講座(中級)・歴史講座の受講を希望される方は、往復ハガキに①郵便番号②住所③氏名④電話番号と、返信用に、ご自分の住所・氏名をご記入のうえ、徳島県立文書館古文書係までお申し込み下さい。なお、希望者多数の場合は、抽選させていただきます。

歴史講演会

文書館では、企画展あるいは資料紹介展に關係する歴史講演会を開催しています。今年は、企画展「近世社会を創出した文書 検地帳」に合わせて、次の歴史講演会を行います。

- ◇演題 「近世村落の田畑と里山」
- ◇講師 京都府立大学 水本邦彦 教授
- ◇期日 平成十四年十一月十日(日)
午後二時より午後四時まで
- ◇場所 二十一世紀館イベントホール
- ◇定員 二百名程度(先着順)

※すべて無料です。詳しくは徳島県立文書館古文書係まで御連絡ください。

⑤	④	③	②	①	回期日	講師	テーマ
(土) 2/15	(土) 1/18	(土) 12/21	(土) 11/23	(土) 10/26		鳴門教育大学 教授 大石雅章	東大寺を再興した重源と阿波民部大夫
徳島城博物館 学芸員 小川裕久	阿南高等専門学校 名誉教授 寺戸恒夫	徳島城博物館 学芸員 根津寿夫	県文化財課 課長 福家清司				細川氏被官一宮氏について
							徳島藩と阿波水軍の森家 !徳島藩における近世的秩序!
							徳島の災害の歴史
							林鼓浪とお鯉さん

(午後二時から午後四時まで)



▲平成13年度歴史講座「阿波踊りー今様への軌跡ー」より

文書館の利用案内

●利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください。
- 閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてくださいます。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは行いません。

●開館時間

- 午前九時三十分
- 午後五時

●休館日

- 毎週月曜日(祝祭日の場合は翌日)
 - 毎月第三木曜日
 - 年末年始(十二月二十八日～一月四日)
- ※資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。



●交通のご案内
◇JR徳島駅から徳島市営バス・徳島バス利用(約二十五分)
◇JR牟岐線文化の森駅下車徒歩約三十五分

文書館だより

第19号

平成十四年八月十日発行
編集兼発行 徳島県立文書館
〒七七〇一八〇七〇

印刷
徳島市八万町向寺山
文化の森総合公園内
TEL 〇八八六六八三三〇〇
徳島県印刷企業組合